

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 8 月 8 日

金 曜 日

第5410号

目 次

告 示

○道路の区域決定	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	3

公 告

○令和 7 年度富山県クリーニング師試験の実施	
○農地を利用する権利の設定の裁定	5
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	7
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	8

監査委員公告

○監査の結果の公表	13
-----------	----

告 示

富山県告示第329号

道路の区域決定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり決定したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 8 月 8 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 練合宮尾線	射水市本江北 198番から 射水市本江東83番まで	最大 53.6 最小 24.7	900.0	高岡土木 センター

富山県告示第330号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において8月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年8月8日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メ ー ト ル	延 長 メ ー ト ル	縦覧場所
県道 小矢部伏木 港線	高岡市福岡町三日市 329 番 1 から	変更前		最大 9.3 最小 8.3	71.4	高岡土木 センター
	高岡市福岡町三日市 322 番 1 まで	変更後		最大 9.9 最小 8.8	71.4	
県道 小矢部伏木 港線	高岡市福岡町上向田字上 野下2552番 1 から 高岡市福岡町上向田98番 2 まで	変更前	A	最大 19.3 最小 7.3	1210.4	高岡土木 センター
		変更後	A	最大 19.3 最小 7.3	1210.4	
			B	最大 25.8 最小 10.4	1203.8	
県道 串田新黒河 線	射水市橋下条12番 2 から	変更前		最大 47.1 最小 40.2	210.4	高岡土木 センター
	射水市橋下条字笹山 4 番 5 まで	変更後		最大 47.1 最小 40.2	210.4	

県道 金沢井波線	南砺市小又 106番から 南砺市小又97番まで	変更前	最大 27.9 最小 23.7	56.6	砺波土木 センター
		変更後	最大 28.5 最小 24.3	56.6	

富山県告示第331号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において8月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年8月8日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 小矢部伏木 港線	高岡市福岡町三日市 329番 1 から 高岡市福岡町三日市 322番 1 まで	令和 7 年 8 月 8 日	高岡土木 センター
県道 串田新黒河 線	射水市橋下条12番 2 から 射水市橋下条字笹山 4 番 5 まで	令和 7 年 8 月 8 日	高岡土木 センター
県道 小森谷庄川 線	南砺市高屋 137番 3 から 南砺市高屋 159番 2 まで	令和 7 年 8 月 8 日	砺波土木 センター

~~~~~

公 告

~~~~~

令和7年度富山県クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）第7条第1項の規定により、令和7年度富山県クリーニング師試験を次のとおり実施するので、富山県クリーニング業法施行規則（昭和26年富山県規則第24号）第9条の規定により公示する。

令和7年8月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和7年11月16日（日）午前9時から

(2) 試験の場所

富山市下新町32番26号 富山県理容美容専門学校

2 試験科目

(1) 学科試験

衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗濯物の処理に関する知識

(2) 実技試験

繊維鑑別、アイロン仕上げ

3 受験手続き

(1) 受験案内の配布場所

令和7年8月18日（月）から同年9月26日（金）まで、富山県厚生部生活衛生課、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山市保健所で配布する（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

また、富山県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp/>）に掲載する。

(2) 受験願書の受付期間及び受付場所

令和7年8月25日（月）から同年9月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、富山県厚生部生活衛生課、富山県内の厚生センター若しくは厚生センター支所又は富山市保健所に持参（提出期間の午前8時30分から午後5時15分までの間に限る。）又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、令和7年9月26日（金）までの消印のあるものに限る。

(3) 提出書類

ア 受験願書（富山県クリーニング業法施行規則で定める様式）

イ 履歴書（受験案内で定める様式又は市販されている履歴書）

ウ 受験資格を有することを証明する書類

また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄本等を添付すること。

エ 写真票（出願前6か月以内に脱帽上半身、正面向きで撮影した、縦4.5cm×横3.5cm程度の写真を貼ったもの。写真裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。）

(4) 受験手数料

7,000円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書に貼ること。）

4 合格発表

令和7年12月9日（火）午前9時に、富山県庁正面掲示板、富山県のホームページにおいて、合格者の受験番号を発表する。

また、合格者には、クリーニング師試験合格通知書を郵送する。

5 問合せ先

富山県厚生部生活衛生課（電話076-444-3229）、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山市保健所

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年8月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
中新川郡立山町下段3番	田	1,981m ²

中新川郡立山町金剛寺 184番	田	2,998㎡
中新川郡立山町坂井沢16番	田	1,792㎡
中新川郡立山町坂井沢17番	田	3,028㎡
中新川郡立山町坂井沢18番	田	2,995㎡
中新川郡立山町坂井沢19番	田	2,996㎡
中新川郡立山町坂井沢20番	田	2,996㎡
中新川郡立山町坂井沢23番	田	2,631㎡
中新川郡立山町坂井沢24番	田	1,588㎡

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	内容	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当す る補償金の額
中新川郡立山町下段 3 番	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	37,635円
中新川郡立山町金剛寺 184番	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	56,960円
中新川郡立山町坂井沢16番	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	34,045円
中新川郡立山町坂井沢17番	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	57,530円
中新川郡立山町坂井沢18番	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	56,905円
中新川郡立山町坂井沢19番	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	56,920円
中新川郡立山町坂井沢20番	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	56,920円
中新川郡立山町坂井沢23番	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	49,985円
中新川郡立山町坂井沢24番	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	30,170円

3 農地を利用する権利が設定された農地間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 佐藤 一絵
富山市舟橋北町 4 番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 坂木 誠一

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年8月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ小矢部石動店 小矢部市石動町10番28号 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ

4 新設の日 令和8年4月8日

5 店舗面積の合計 1,767㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物西側、北側／60台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側／30台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物西側、北側／36㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内東側／6.48㎡、建物①内東側／3.78㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所／敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和7年7月28日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和7年8月8日から令和7年12月8日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和7年8月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

電子計算組織（高等学校10校、特別支援学校2校）PC及びディスプレイ一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日

(4) 借入場所

仕様書のとおり

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 6 年富山県告示第 165 号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 6 年富山県告示第 165 号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を 5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

(2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定

する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

- (3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

- (2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和7年9月1日（月）午後5時15分まで

- (3) 入札説明書等の配布

令和7年8月8日（金）から令和7年8月25日（月）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

- (4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年8月19日（火）午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁入札室（本館1階）

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5 (1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和 7 年 9 月 12 日 (金) 午前 8 時 30 分から令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午後 4 時まで

ただし、提出締切の前日までは午前 8 時 30 分から午後 8 時 (紙入札者の入札書の提出は午後 5 時 15 分) まで

(3) 開札日時

令和 7 年 9 月 18 日 (木) 午前 10 時 00 分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再度入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札をする。再度入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再度入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
Desktop computer and monitor , one set
- (2) Time limit of tender: By 4:00 p.m. 17 September 2025.
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和7年6月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年8月8日

富山県監査委員 奥野詠子

富山県監査委員 井上 学

富山県監査委員 田中篤人

富山県監査委員 高橋正樹

1 監査対象箇所

監査年月日

交通政策局	富山空港管理事務所	令和7年6月6日
商工労働部	産業技術研究開発センター	令和7年6月23日
同	総合デザインセンター	令和7年6月16日
土木部	上市川ダム管理事務所	令和7年6月13日
同	利賀川ダム管理事務所	令和7年6月13日
同	境川ダム管理事務所	令和7年6月13日
教育委員会	西部教育事務所	令和7年6月4日

2 監査対象年度

令和5年度及び令和6年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められた。

